

# 死因究明等推進地方協議会運営マニュアル

令和4年3月  
厚生労働省

## 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| はじめに                                  | 1  |
| 1. 本マニュアルの使い方                         | 2  |
| 2. 地域における死因究明等の体制整備の意義                | 2  |
| 3. 地方協議会を設置する際の具体的な手順                 | 3  |
| 4. 地方協議会における取組事例                      | 5  |
| 5. 地方協議会において中長期的に取り組むべき課題             | 5  |
| (1) 死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築             | 6  |
| (2) 解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備 | 6  |
| (3) 法医学等の人材の育成・確保                     | 7  |
| 6. 死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ            | 7  |
| 7. 地方協議会における現状分析・施策立案・評価検証の流れ         | 8  |
| (1) 現状分析・目標設定                         | 8  |
| (2) 施策の立案、関係者間での連携・協力の取り決め            | 8  |
| (3) 施策の実施・状況報告                        | 9  |
| (4) 評価検証、施策の改善                        | 9  |
| 8. 死因究明等の体制構築事例の紹介                    | 9  |
| (1) 民間医療機関による死因究明体制の構築（茨城県筑波剖検センター）   | 9  |
| (2) 地域医師会等への検案業務等の委託事例                | 9  |
| (3) 死亡時画像診断実施にかかる CT 車の導入事例           | 9  |
| (4) 奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策               | 10 |
| (5) 薬毒物検査の取組事例                        | 10 |
| 9. 地方協議会等に関する情報公開について                 | 10 |
| 10. 支援制度など国の取組の紹介（詳細は巻末資料4）           | 10 |
| 11. 参考資料                              | 11 |

## はじめに

### 【死因究明等を推進するメリット】

- 死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という）は単に死因を究明することだけでなく、様々な行政課題の解決にも役立つものである。
- 例えば、高齢者の孤独死や在宅看取りに対応するための体制整備や、災害時の身元確認の円滑化等、死因究明等の取組が行政上の課題解決にも貢献する。
- このように、死因究明等の推進は亡くなった方のためだけでなく、今後の医療政策の充実など生きている方へのメリットにもなる。
- その根底にあるのは、人生の最期にあたり、その死因を明らかにすることは、生命の尊重、個人の尊厳の保持に繋がるからである。

### 【本マニュアルの策定理由】

- こうした死因究明等の取組を推進する上で基盤となるのが死因究明等推進地方協議会<sup>1</sup>（以下「地方協議会」）であるが、現在、未設置の県があったり、設置されている都道府県においても地方協議会の意義に対する理解や運営等に課題があるとの声も多いことから、地方協議会の設置や議論の活性化等をサポートするため本マニュアルを策定<sup>2</sup>するものである。

---

<sup>1</sup> 死因究明等推進基本法第30条では「地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。」と定められている。

<sup>2</sup> 令和3年6月閣議決定された「死因究明等推進計画」では、厚生労働省において「各地方公共団体の取組の指針となるマニュアルを令和3年度中に策定する。また、当該マニュアルを通じて、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画の策定を求め、地域の状況に応じた実効性のある施策の実施とその検証・評価、改善のサイクルの形成を促す」と定められている。

## 1. 本マニュアルの使い方

- 本マニュアルは都道府県において、地方協議会の設置や運営、死因究明等の施策に関する計画策定などに取り組む際の参考となるよう、留意点や事例等を示したものである。
- 3～7項にかけて、地方協議会の設置の手順や具体的な取組等について紹介しているが、後半に進むにつれて、地方協議会の取組としてステップアップしていくイメージで構成されている。
- 都道府県ごとに取組状況は異なるため、以下の目安を参考に、必要と思われる項から読み進めて頂きたい。

(取組状況に応じた参考の目安)

### <死因究明等の意義>

- ・ 死因究明等の意義がわからない → 2項

### <地方協議会>

- ・ 地方協議会の設置の手順がわからない → 3項
- ・ 地方協議会設置後の取り組み方がわからない → 4項
- ・ 地方協議会の議論も軌道に乗り中長期的な課題を検討したい → 5項

### <死因究明等の施策に関する計画>

- ・ 死因究明等の施策に関する計画を策定したい → 6項
- ・ 定量的な目標を定め死因究明等の推進に取り組みたい → 7項
- ・ 個別具体の取組事例を知りたい → 8項

### <その他>

- ・ 地方協議会等に関する情報公開について知りたい → 9項
- ・ 利用可能な国の支援制度を知りたい → 10項

## 2. 地域における死因究明等の体制整備の意義

- 死因究明は、死者の生存していた最後の時点等における状況を正確に明らかにすることにより、各地域の死者及びその遺族等の権利利益の擁護、紛争の未然防止にも繋がるものである。
- また、死因究明により得られた知見は疾病の予防をはじめとする公衆衛生の向上に活用されているほか、死因が災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼすものである場合には、その被害の拡大や再発の防止等に寄与している。
- さらに、行政課題への対応として、例えば、

滋賀県では、死因究明等推進協議会において、県総合防災訓練で行われる身元確認訓練にかかる課題の共有・改善点等の議論を行っており、こうした取組が今後の防災訓練の実施に生かされており、身元確認体制の構築に死因究明等推進協議会が活用されている。

県総合防災訓練には、県警、大学、医師会、歯科医師会その他、県葬祭事業協同組合などといった実際に身元確認を担う団体が参加しており、平時より顔の見える関係で連携が図られている。

- こうした取組をはじめとして、死因究明等の取組を各地域における感染症や事故等の原因把握、行政上の課題解決など様々な分野に活用するためには、法医や警察のみならず、小児科医、救急医、かかりつけ医などの医療関係者や医療機関、児童相談所など関係の行政部局、災害対応を担当する防災部局など、地域の様々な関係者が連携・協力し、死因究明等の体制を整備することが重要である。
- これにより、死者の病歴などの情報を迅速に共有することによる円滑な死因究明等の実施や、多角的な検証による死因の診断ミスの防止、また、死因究明等から得られた知見の速やかな共有による事故などの再発防止や行政課題への有効な解決策の検討などが可能となる。
- さらに、死因究明により得られた情報を地域の教育研究拠点である大学等において活用することができる連携体制を作ることにより、法医学、公衆衛生学のほか、一般的な臨床医学も含め、地域医療の向上に寄与することができる。
- また、死体の身元確認は、歯科医師により歯科所見を採取し、生前のかかりつけ歯科医にある情報と照合することにより行われ、特に、大規模災害の発生時などにはその体制整備は重要な意味を持つものとなる。

### 3. 地方協議会を設置する際の具体的な手順

- 前述のように、地域における死因究明等の体制整備を進めることにより、様々な行政課題の解決に貢献することが可能となるが、その体制整備の基本となるのが地方協議会の設置や活用である。
- 地方協議会は、令和4年3月現在、43都道府県で設置されているが、一般的には都道府県の衛生部局が事務局となり、警察、大学、医師会、歯科医師会、検察、海上保安庁等の関係機関が構成員となっている。なお、会長を務めているのは大学の法医学や医師会の方が多い。
- 構成員の人数に関しては、以下の通り。（確認が取れた38団体分）
  - ・ 6人：1団体
  - ・ 7人：3団体
  - ・ 8人：8団体
  - ・ 9人：11団体
  - ・ 10人：2団体
  - ・ 11人：3団体
  - ・ 12人：3団体
  - ・ 13人：2団体
  - ・ 14人：1団体
  - ・ 15人：3団体
  - ・ 17人：1団体
- 直近3カ年（H30～R2年度）の年度ごとの開催頻度は以下の通り。
  - ・ 0回（3年間開催実績がない） 5団体
  - ・ 0～1回（開催する年度としない年度がある） 21団体
  - ・ 1回（毎年度必ず1回開催） 11団体

- ・ 1～2回（毎年度必ず1～2回開催） 2団体
- ・ 2回（毎年度必ず2回開催） 2団体

○ 未設置の都道府県においては、例えば、以下の手順を参考に、まずは地方協議会の設置の準備を進める必要がある。

① 事務局として担当者を決める。

- ・ 地方協議会の関係者としては、都道府県知事部局、都道府県警察、大学、医師会、歯科医師会、検察、海上保安庁など多岐にわたるが、総合的な調整業務を担う事務局としては、前述のように、都道府県の衛生部局が担当すること多い。
- ・ なお、事務局としての役割は、あくまで会議の運営や総合調整であり、死因究明等に関する全ての政策立案や施策の実行を担うものではない。地方協議会として、都道府県知事部局（医療政策の担当部署として）、都道府県警察、大学、医師会、歯科医師会、検察、海上保安庁など関係者それぞれの役割分担のもと死因究明等の取組を推進していくことが重要である。

② 死因究明等に関連する情報を収集する。

- ・ 県内の死亡数や人口あたりの死亡率、主な死因、解剖数など基本的な情報を収集する。
- ・ 具体的に収集すべき項目については、厚生労働省が公表している「死因究明等の推進に関する参考資料<sup>3</sup>」を参考に県内の情報を収集することが効率的である。

③ 収集した情報を元に関連する部署・機関に協力を呼びかける。

- ・ 収集した情報に関連する部署や機関に地方協議会への協力を呼びかける。
- ・ 関係者として主に想定されるのは、前述のように多くの都道府県で構成員となっている大学、医師会、歯科医師会、警察、検察、海上保安庁等である。

④ 実際に関係者で集まって地方協議会をスタートさせる。

- ・ 協力を呼びかけた関係者で集まり地方協議会をスタートさせる。
- ・ 必要に応じて適宜、対面・オンラインを組み合わせることが有効である。
- ・ 最初の議題としては、まずは収集した情報の共有や、関係者ごとの現状の課題認識の情報交換などが議論をスタートさせやすい。
- ・ 地方協議会の会長を決める際は、肩書きだけで選ぶのではなく、これまでの死因究明等に関して積極的に取り組んできた実績があるなど、地方協議会を進めるにあたってリーダーシップを発揮してもらえらる方を選出することが重要である。

○ 地方協議会の設置に関して質問や不明点があれば、厚生労働省の相談窓口を積極的に活用することも有効である。

【厚生労働省相談窓口】

- ・ 厚生労働省医政局医事課死因究明等企画調査室
- ・ 電話：03-5253-1139
- ・ メール：shinkyuumei@mhlw.go.jp

<sup>3</sup> 19の項目について全国的なデータを掲載している。

[https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/shiin\\_sankou.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/shiin_sankou.pdf)

#### 4. 地方協議会における取組事例

- 現状では地方協議会が設置されている都道府県においても、議論の進め方が分からないなど運営に課題があるとの声も多い。
- こうした都道府県においては、他の都道府県の取組も参考にしながら地方協議会の議論の活性化を検討することも有効であるが、ここでは地方協議会の議事内容をホームページで公開している都道府県の一例を紹介する。
- これらを参考とする際に、他の都道府県の事例について全て取り組もうとすると議論が進みにくくなる場合もあるので、まずは自都道府県にとって取り組みやすい課題やテーマを部分的でも良いので参考にして、議論の活性化を検討することが重要である。

##### <東京都死因究明推進協議会>

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryosonota/shiinkyumei/index.html>

##### <滋賀県死因究明等推進協議会>

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryosonota/15218.html>

##### <大阪府死因調査等協議会>

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/shiinnchyouso/index.html>

##### <香川県死因究明等推進協議会>

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/imu/iryosonota/topics/r3siinkyumei.html>

##### <鹿児島県死因究明等推進協議会>

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae01/r2shiinkyumei.html>

#### 5. 地方協議会において中長期的に取り組むべき課題

- 前項では、地方協議会が設置されていたとしても運営に課題があったりするなどの都道府県において、他の都道府県の取組も参考にしながら地方協議会の議論の活性化を検討できるよう、地方協議会における取組事例を紹介したが、地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階ではより大きなテーマについて取り扱うことも考えられる。
- 本項では、死因究明等の体制整備を推進する上で、比較的中長期的な検討や取組が必要と考えられる課題について例を示す。
- 3～4項で示したように地方協議会が未設置の県では、まずは地方協議会を設置し、設置されていても議論の進め方が分からないなど運営に課題がある都道府県では他の都道府県の取組も参考に、議論を活性化させることが優先されるが、地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階では、地域における死因究明等の体制整備をさらに推進するため、以下に示すようなテーマについて地方協議会において取り扱うことも重要である。
- なお、前項で紹介した事例のなかでも以下（1）～（3）のテーマについて議論している部分もあるので、そちらも参考とされたい。

(1) 死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築

- 公衆衛生の向上・増進等の観点から、関係者が連携・協力し、地方協議会の場を有効に活用して、死因究明等の体制整備を行う必要がある。
- 具体的な方法としては、例えば、①死体検案を行う医師、②解剖を行う機関（法医学教室等）、③死亡時画像診断を行う機関（撮影協力を行う医療機関、読影を行う放射線医等）、④薬毒物・感染症等の検査を行う機関（法医学教室等）、⑤身元確認を行う歯科医師、専門的機関（法歯学教室等）、専門的人材（法歯学研究者等）の数や可能な業務範囲等について把握し、リスト化することが考えられる。リスト化した専門的機関にどれくらいの業務をどのように割り振るのか、関係機関の間であらかじめルール化し、運用することが有効である。
- また、死者の診察情報など死因究明等を行う際に必要となる情報を関係機関の間で円滑に共有できるルール作りを検討することが重要である。

(2) 解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備

- 解剖・死亡時画像診断等の結果を、大学等における法医学・公衆衛生学等の教育研究や地域の様々な研修会に活用したり、得られた知見を事故などの再発防止や行政課題の解決に活かしたりすることができるよう、関係機関による連携・協力体制の整備を検討することが重要であるとともに、効果的・効率的な情報集積の方法について、厚生労働省において構築した「解剖・死亡時画像診断全国データベースシステム」への登録・活用も視野に入れつつ、検討することも有効である。こうした地域における取組が進めば、結果として、蓄積された解剖・死亡時画像診断等の結果や様々な知見を活用した全国的な取組につながることも期待される。
- なお、大規模災害発生時の身元確認において、歯科診療情報は有用な情報の1つになることから、厚生労働省では、歯科医療機関が保有する歯科診療情報を身元確認へ活用するための大規模データベースの構築に向けて、標準化した口腔診査情報（※）を効率的・効果的に収集するための方策について検討しているところである。

※口腔診査情報標準コード仕様が策定済みである。

- 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review（以下、「CDR」という。））は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするものである。CDRは、死亡の原因を検証する点においては死因究明と重複する部分もあるが、子どもに特化し、背景因子についての情報を収集・検討する点、効果的な予防策を導き出すことで将来的に予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的としている点の特徴である。成育基本法<sup>4</sup>や死因究明等推進基本法の成立を踏まえ、令和2年度よりCD

---

<sup>4</sup> 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するた



R体制整備モデル事業を創設し、各都道府県への補助（補助率：国10／10）を行っているため、当該事業の活用も視野に入れつつ、地域の実情に応じた取組を検討することも有効である。

### （3）法医学等の人材の育成・確保

- 解剖を行う大学の法医学者、死体検案を行う医師、身元確認を行う歯科医師等の人材について、域内の現状を把握し、必要な人材の数を明確にした上で、その確保や育成を検討する必要がある。必要な人材の数を明らかにするに当たっては、現状の解剖数、死体検案数、身元確認数やその推移・予測等を行い、それを踏まえた必要人数を算定する必要がある。
- 歯科医師など身元確認作業を行う人材については、平時のみならず、大規模災害時にも対応できるよう持続可能な人材育成の体制の構築を検討する事が重要である。
- 人材の年齢構成や後進の育成状況に鑑み、若手の人材を確保・育成する等、持続可能な体制の構築を検討する視点が重要である。
- 人材の確保や育成に当たっては、将来的な就職先など地域の大学法医学教室・医療機関等と連携したキャリアパスの確保等、多様な観点から、長期的に有効な仕組みを検討することが重要である。
- 法医の確保に当たっては、地域医療対策協議会において地域枠医師等の活用についての検討を行うこと等も考えられる。
- また、一般的な臨床医学の教育プログラム等と連携することで、臨床医を目指す学生等が法医解剖の現場を経験する機会を通じ、より専門的な知識を得ることができるなど地域医療の向上にもつながるものである。

## 6. 死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ

- 地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階で、地域の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、各地域における死因究明等の施策に関する計画を策定することが重要である。
- 死因究明等に関する施策は幅広い分野に関連し、関係者も多いことから、地方協議会において最初から議題として取り扱うことは難しいと思われるが、例えば、これまで紹介したような個別のテーマごとの議論を進める中で、徐々に整理すべき課題が明らかとなってきたり、関係者との連携も円滑に図られるようになってきたりするなど、地方協議会として成熟度が増してきた段階においては、体系的な計画の策定を検討することが重要である。
- 地方協議会として、計画を策定したことのある都道府県の事例について、どのように議論が進められたのか取組事例を紹介する。なお、紹介する事例については「計画」の名称は用いられていないが、名称にとらわれず、実質的な取組を進めることが重要である。

※詳細は巻末資料1の「高知県事例紹介」

## 7. 地方協議会における現状分析・施策立案・評価検証の流れ

- 死因究明等推進基本法では、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて死因究明等を推進することとされていることから、各地域において定量的な目標を定め、死因究明等の推進に取り組むことが重要である。
- 6項で紹介した体系的な計画を策定する際には、定量的な目標の設定を見据えて、以下に示す観点も踏まえ、検討することが重要である。

### (1) 現状分析・目標設定

厚生労働省において、令和3年度から定期的に、施策の実施体制（死因究明等に係る人的・物的体制の整備状況）や実績（解剖、検査等の実施状況）等に関する横断的な実態調査を行うこととしている。地方協議会においては、同調査の結果を参考にするとともに、必要に応じて独自に調査を行い、自都道府県の死因究明等に係る体制や実績等の実態を他の都道府県の実態と比較しつつ把握・分析し、自都道府県における死因究明等の推進に向けて解消すべき問題点等を抽出する。

その上で、地方協議会において、地方の現状を踏まえた死因究明等の体制の充実をめざして、長期的な方針を定めるとともに、達成すべき定量的な目標（死因究明等に係る体制、実績等に係る数値指標）の設定を行う。目標設定に当たっては、地方協議会の各委員が所属する機関等において目標達成に向けた取組が積極的に推進されるよう、可能な限り、当該機関等ごとに達成されるべき目標を割り当てることが望ましい。

### (2) 施策の立案、関係者間での連携・協力の取り決め

上記(1)で設定した目標を達成するために必要な施策について、地方協議会の各委員が所属する機関ごとに、その具体的内容や時期、期間、かかる費用の見込み等について整理する。一つの機関では目標達成が困難である場合は、関係機関の間であらかじめ取り決めを行うなどして、連携を図ることが有効である。連携の例としては、例えば、以下のようないことが考えられる。

- ・ 大学医学部における法医の育成プログラムと、卒業（修了）後のキャリアパスの接続等について、関係機関が情報を整理・共有し、円滑なキャリア形成につなげる
- ・ 遺族の承諾を得て行う解剖や死亡時画像診断、薬毒物・感染症検査等について、例えば感染症の疑われる遺体、乳幼児の遺体等公衆衛生上の観点から実施が望ましいものを設定し、遺族に承諾を打診するなど、現場の運用についてあらかじめ取り決めておく
- ・ 関係者や関係機関の数、可能な業務範囲等についてリスト化し、共有しておく（5.（1）参照）
- ・ 死者の診察情報など死因究明等を行う際に必要となる情報を関係機関の間で円滑に共有できるよう、都道府県知事部局及び都道府県警察の連名で、医師会、歯科医師会、病院協会等に対し、情報提供の協力依頼を周知する。

### (3) 施策の実施・状況報告

上記(2)において立案した施策、取り決めを実際の死体検案や解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等の現場で運用し、問題点がないか確認するためのフィードバックを得る。フィードバックを関係者で共有する場として地方協議会の場を活用するとともに、必要に応じてヒアリング調査やアンケート調査を行うなど、施策の適正性を確認する。

### (4) 評価検証、施策の改善

上記(3)において得られたフィードバックを基に、設定期間内、又は設定期間終了後において、目標達成の進捗について評価検証を行い、達成度を確認する。達成度が目標に満たない場合は、必要な施策の改善を検討し、地方協議会の場において意見の調整、合意形成を図る。

## 8. 死因究明等の体制構築事例の紹介

○ 前項までは、テーマごとの取組や体系的な計画策定の取組について示してきたが、本項では、より個別具体の取組事例について紹介する。

### (1) 民間医療機関による死因究明体制の構築（茨城県筑波剖検センター）

茨城県では、昭和61年に、犯罪性のない異状死体の承諾解剖を行うことを目的とした剖検センターが民間の医療機関に設置された。現在では、承諾解剖の他、司法解剖や近隣地域での検案業務を行う、地域の死因究明体制を支える機関となっている。

例えば、公立病院による同様の死因究明体制の構築を検討する際に参考にできるものと考ええる。

### (2) 地域医師会等への検案業務等の委託事例

東京都では、東京都多摩・島しょ地区における死体検案業務を東京都医師会等に委託し、東京都医師会登録検案医等が検案を行っている。また、検案に伴う遺体搬送業務については運送業者に委託している。

さらに、東京23区内との地域格差（解剖率等の差）を埋めるため、監察医の多摩地区への派遣や、多摩・島しょ地区にて検案業務に従事する医師に対して検案等の実習を行うなどしている。

死体検案業務を道府県医師会等に委託することを検討する際に参考にできるものと考ええる。

### (3) 死亡時画像診断実施にかかるCT車の導入事例

大阪府では、大阪府死因調査等協議会において、遺体専用CTの必要性が指摘されたことを受け、大阪府監察医事務所に遺体専用のCT車を導入した。これにより、平時の死亡時画像診断だけでなく、災害発生時における死亡時画像診断体制が確保されている。

遺体専用CT車の導入を検討する際に参考にできるものと考ええる。

#### (4) 奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策

医学部定員の臨時増等に伴い各都道府県では医師養成貸付金制度（いわゆる奨学金制度）を設け、当該都道府県が定める地域や診療科で一定期間診療に従事すれば奨学金の返還を免除することで、当該業務に従事する医師の確保を図っている。高知県では、地元県医師会や大学当局から県に対する要望書が提出されるなどを契機として、その免除対象を臨床領域だけでなく法医学領域や公衆衛生領域に従事する場合にも拡張し、法医学領域等での医師確保を図っている。

法医の確保を検討する際に参考にできるものとする。

#### (5) 薬毒物検査の取組事例

福岡大学では、医薬品、農薬、違法薬物等約500種類のデータベースを搭載した、液体クロマトグラフィー質量分析計等の機器を用いて薬毒物スクリーニング検査を行っている。短時間で多数の薬物を検査できることから、多数の事例の分析が可能となっている。検査を受け入れている地域については、司法解剖に関わる薬毒物検査契約を活用し、福岡県下のみならず県外の解剖実施機関からの薬毒物分析を受託し実施している。

例えば、近隣に分析機関がある場合にその活用を検討する際に参考にできるものとする。

### 9. 地方協議会等に関する情報公開について

- 現在、地方協議会の情報をホームページで公表しているのは10都府県であるが、資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。
- また、地方協議会以外にも死因究明等に関する取組については可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。
- なお、死因究明等の推進に関する情報は厚生労働省のホームページ<sup>5</sup>でも公開している。

### 10. 支援制度など国の取組の紹介（詳細は巻末資料4）

- ・ 死因究明拠点整備モデル事業
- ・ 異状死死因究明支援事業
- ・ 死亡時画像診断システム等整備事業
- ・ 解剖等データベース
- ・ 検案相談事業
- ・ 死体検案研修
- ・ 死亡時画像診断研修
- ・ 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル（CDR）

---

<sup>5</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/shiinkyuumei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shiinkyuumei.html)

## 11. 参考資料

- ・ 巻末資料 1 高知県事例紹介
- ・ 巻末資料 2 死因究明等推進地方協議会開催状況
- ・ 巻末資料 3 死因究明等推進地方協議会構成員
- ・ 巻末資料 4 支援制度など国の取組の紹介

# 高知県事例紹介

(都道府県版の計画をつくるまで)

高知県は、都道府県版の推進計画に類するものとして、重点取組項目をとりまとめている。  
高知県死因究明等推進協議会の議事録を基に再構成して事例を紹介する。

高知県死因究明等推進協議会の詳細については高知県ホームページ参照  
URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/2017051800068.html>

# 1. 国の計画をベースに施策項目案を作成

第1回協議会開催後、国の死因究明等推進計画(平成26年閣議決定のもの)「第2死因究明等を行うための当面の重点施策」をベースに県内で取組可能と思われる事項を抽出、関係機関を高知県版に修正し、施策項目案とした。

## 国の死因究明等推進計画 (平成26年6月13日閣議決定※)

### 3 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

・警察において、死体取扱業務に専従する検視官及び検視官補助者に対する研修のほか死体取扱業務に従事する全ての警察官に対し、各階級に応じた教養を実施しているところ、これらの教養がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実に努めていく。(警察庁)

### 4 警察等における死因究明等の実施体制の充実

・犯罪死の見逃しを防止する上で、死体に係る専門的知識を有する検視官が現場に臨場し、その死が犯罪によるものか否かの判断等を行うことが有効であることから、検視官の臨場率の更なる向上を図るため、都道府県の実情に応じた検視官の運用の見直し等の必要な措置の実施に努めていく。また、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像と音声を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができるよう、検視支援装置の整備に努めていく。(警察庁)

### 5 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

・日本医師会において、検案に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な組織化を行い、警察等の検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。(警察庁、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁)

・文部科学省において、地方において実施する死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用などの協力について検討をするよう、大学に求めていく。(文部科学省)

(以下略)

## 高知県の死因究明の施策項目案

| ※項目番号は推進計画を引用/<br>【関係機関】                                     | 内容   |   |
|--|--|---|
| 3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上<br>【県警・海上保安部】 | <p>・警察において、死体取扱業務に専従する検視官及び検視官補助者に対する研修のほか死体取扱業務に従事する全ての警察官に対し、各階級に応じた教養を実施しているところ、これらの教養がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実に努めていく。</p> <p>・海上保安庁において、、、、</p> |   |
| 4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実<br>【県警・海上保安部】                        | <p>・検視官の臨場率のさらなる向上を図るため、都道府県の実情に応じた検視官の運用の見直し等の必要な措置の実施に努めていく。また、検視官が現場に臨場することができない場合の支援方法について検討する。</p>  |   |
| 5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実   | (1) 検案の実施体制の充実【医師会】  | <p>日本医師会において、検案に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な組織化を行い、警察等の検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワークを強化することとしているところ、関係機関において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。</p> |
|  | (2) 解剖の実施体制の充実【法医学教室】  | <p>地方において実施する死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用などの協力について検討を行う。</p>  |

(以下略)

※当時のもの。令和3年6月に新たな計画を閣議決定しています。

## 2. 取組状態の把握(第2回協議会)

施策項目案を基に各機関の取組状況を整理し、現状での課題を抽出。その取組状況を取りまとめ、第2回協議会において、事務局より重点取組項目(計画)の素案を提示。

### 高知県の死因究明の施策項目案から追記

| ※項目番号は推進計画を引用/<br>【関係機関】                       | 内容   | 県警  | 海保   | 医師会                                   | 大学法医学教室                          |
|--|--|---|------|---------------------------------------|----------------------------------|
| 3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上 | (1)警察等の職員の育成及び資質の向上【県警・海上保安部】  | 実施中<br>・毎年、捜査員等を対象に巡回教養や検視専科、……                         |      |                                       |                                  |
|  |  |   | 実施中、 |                                       |                                  |
| 4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実                        | 【県警・海上保安部】<br>・検視官の臨場率のさらなる向上を図るため、都道府県の実情に応じた検視官の運用の見直し等の必要な措置の実施に努めていく。また、検視官が現場に臨場することができない場合の支援方法について検討する。 | 実施中<br>・〇〇地区に検視官を配置する等、……                               |      |                                       |                                  |
| 5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実                           | (1)検案の実施体制の充実【医師会】   |   |      | 実施中<br>・個人的なレベルで近隣県の災害時検視等の研修に参加している。 |                                  |
|  | (2)解剖の実施体制の充実【法医学教室】   | 地方において実施する死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用などの協力について検討を行う。 |      |                                       | 予定なし<br>・現時点において、他機関との区応力に基づく、…… |



### 3. 重点取組項目案の作成(第3回協議会)

第2回協議会までの作業で、国の計画をベースとした素案となったが、県内の取組状況を踏まえ高知県独自の施策計画として調整を行い、重点取組項目案を作成した。

#### 重点取組項目案

1 死因究明及び身元確認に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上について

・各機関において、死因究明等に係る業務(検視、検案、解剖、歯牙鑑定、死亡時画像診断等)に従事する人材の育成及び資質向上を目的とした取り組みを継続的に行う。【**県警、海上保安部、医師会、歯科医師会、法医学教室、放射線技師会**】

2 警察等における死因究明等の実施体制の充実について

・異状死体の取扱業務に従事する警察官や海上保安官に対する検視技能向上を図るとともに人員体制充実のための取り組みを継続的に行う。【**県警、海上保安部**】

3 死体の検案及び解剖の実施体制の充実等について

・死体検案に従事する医師の継続的な確保に努める。【**医師会、県警、海上保安部**】

・法医学教育・研究の拠点で、また、県内で唯一の法医解剖の実施機関である高知大学医学部法医学教室の機能充実と長期的な人材確保が必要である。【**法医学教室**】

(以下略)

## 4. 重点取組項目の取りまとめ(第4回協議会)

各機関との調整を行い、平成29年度協議会に、重点取組項目案を提出し、決定された。

### 重点取組項目

#### 1 死因究明及び身元確認に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上について

【課題】死因究明等の精度を高めるためには、警察等の捜査機関による検視、医師による検案、歯科医師の歯科所見による身元確認、死亡時画像診断(死後画像の撮影・読影)等に従事する人材の育成及び資質(正確性)の向上を図る必要がある。

【対策】各機関において、死因究明等に係る業務(検視、検案、解剖、歯牙鑑定、死亡時画像診断等)に従事する人材の育成及び資質向上を目的とした研修会等の取組みを継続的に行う。また、他機関が開催する研修会、複数の機関が合同で開催する研修会等に積極的に参加する。(県警、海上保安部、医師会、歯科医師会、法医学教室、放射線技師会)

#### 2 警察等における死因究明等の実施体制の充実について

【課題】警察等における死因究明等の実施体制の充実を図るためには、個々の警察官等の技術向上のみならず、組織全体として体制の整備を行い、検視官の臨場率の更なる向上を図る必要がある。また、薬毒物定性検査への対応など科学捜査機能の充実を図る必要がある。

【対策】死因が犯罪行為に起因するものであるかどうかという判断のみならず、自殺や労災事故の予防、感染症の早期発見等、公衆衛生の向上を念頭にした対応に万全を尽くすため、異状死体の取扱業務に従事する警察官や海上保安官に対する検視技能向上を図るとともに、薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施できる科学捜査研究所の体制整備を充実させる。また、人員体制及び科学捜査機能を充実するための取組みを継続的に行う。(県警、海上保安部)

#### 3 死体の検案及び解剖の実施体制の充実等について

【課題】高齢者人口の増加に伴う高齢者の孤独死など、異状死体の取扱数の増加が予想されることから、次の取組みを進める必要がある。

①検案に従事する医師の確保

②法医学を専門とする医師の確保及び大学医学部法医学教室の体制充実

(以下略)

死因究明等推進地方協議会開催状況（令和3年12月末時点）

|    | 都道府県 | 開催年月日（年度別） |        |                                  |                 |       |                |       |                           |       |                 |                |        |       |                |       |        |
|----|------|------------|--------|----------------------------------|-----------------|-------|----------------|-------|---------------------------|-------|-----------------|----------------|--------|-------|----------------|-------|--------|
|    |      | H26上       | H26下   | H27上                             | H27下            | H28上  | H28下           | H29上  | H29下                      | H30上  | H30下            | H31上           | R1下    | R2上   | R2下            | R3上   | R3下    |
| 1  | 北海道  |            |        |                                  | ①2/26           |       | ②10/14         | ③9/4  |                           |       |                 |                |        |       |                |       |        |
| 2  | 秋田   |            |        | ①8/19                            |                 |       | ②3/22          |       | ③3/17                     |       | ④3/6            |                | ⑤3/4   |       |                |       |        |
| 3  | 山形   |            |        |                                  |                 |       |                |       |                           | ①5/24 |                 |                | ②2/20  |       | ③2/18          | ④7/9  |        |
| 4  | 福島   |            |        |                                  |                 |       |                |       |                           | ①8/8  |                 |                | ②1/23  |       |                | ③8/25 |        |
| 5  | 東京   |            |        | ①5/15<br>②6/18<br>③7/21<br>④8/27 | ⑤12/24<br>⑥3/18 |       | ⑦10/13         |       | ⑧10/17                    |       | ⑨11/27<br>⑩2/28 | ⑪6/18<br>⑫8/22 |        |       | ⑬12/22         |       | ⑭12/21 |
| 6  | 茨城   |            |        |                                  | 12/17           |       | 10/19          | 9/7   |                           |       | 10/17           |                | 10/29  |       | 11/30          |       | 11/30  |
| 7  | 栃木   |            |        |                                  |                 |       |                | ①9/27 |                           |       | ②12/17          |                | ③11/25 |       | ④1/6           |       |        |
| 8  | 群馬   |            |        |                                  |                 |       |                | ①9/14 |                           |       |                 |                | ②2/5   |       |                |       |        |
| 9  | 埼玉   |            |        |                                  | ①2/17           |       | ②2/15          |       |                           |       | ③11/28          |                |        |       |                |       |        |
| 10 | 千葉   |            |        |                                  | ①3/18           |       | ②3/15          |       | ③3/14                     |       |                 |                |        |       |                | ④4月   |        |
| 11 | 神奈川  |            |        |                                  |                 |       |                |       |                           |       | ①2/26           |                | ②12/16 |       |                |       |        |
| 12 | 新潟   |            |        | ①7/27                            |                 |       | ②11/22         |       |                           | ③6/21 |                 |                |        |       | ④12/16         | ⑤9/28 |        |
| 13 | 山梨   |            |        |                                  |                 |       |                |       |                           |       |                 | ①8/27          |        |       |                |       |        |
| 14 | 長野   |            |        |                                  |                 |       |                |       | ①1/30                     |       | ②3/14           |                |        |       |                |       |        |
| 15 | 静岡   |            |        |                                  | ①2/2            |       |                |       |                           |       |                 |                |        |       |                |       |        |
| 16 | 富山   |            |        |                                  |                 |       | ①3/30          |       |                           |       |                 |                |        |       |                |       |        |
| 17 | 石川   |            |        |                                  |                 |       | ①3/21          |       | ②3/20                     | ③8/29 | ④3/15           | ⑤8/28          | ⑥2/12  | ⑦8/26 | ⑧3/12          | ⑨9/17 |        |
| 18 | 福井   |            |        |                                  | ①2/26           |       | ②2/23          |       | ③2/20                     |       | ④2/18           |                | ⑤2/21  |       |                |       |        |
| 19 | 岐阜   |            |        |                                  | ①2/17           |       | ②10/12<br>③2/8 |       | ④10/11                    |       | ⑤3/4            |                | ⑥3/2   |       | ⑦3/9           |       |        |
| 20 | 愛知   |            |        |                                  |                 | ①7/27 |                |       | ②11/21                    |       | ③1/30           | ④9/18          |        |       | ⑤2/10          |       |        |
| 21 | 三重   |            |        |                                  | ①3/16           |       | ②3/24          |       |                           |       |                 |                | ③3/6   |       |                | ④6/28 |        |
| 22 | 滋賀   |            |        | ①6/2<br>②9/3                     | ③12/21<br>④2/15 | ⑤6/29 | ⑥2/6           | ⑦7/12 | ⑧3/13                     | ⑨6/12 | ⑩2/5            | ⑪6/18          | ⑫2/4   |       | ⑬11/9<br>⑭3/30 |       | ⑮11/17 |
| 23 | 京都   |            |        |                                  |                 |       |                |       |                           |       | ①3/27           |                | ②12/25 |       |                |       |        |
| 24 | 大阪   |            |        |                                  |                 |       |                |       | ①11/15<br>②12/14<br>③2/15 | ④9/18 | ⑤2/6            | ⑥9/19          | ⑦2/12  |       | ⑧2/15          |       |        |
| 25 | 兵庫   |            |        |                                  | ①2/3            |       | ②3/16          |       |                           |       | ③3/14           |                |        |       |                |       |        |
| 26 | 和歌山  |            |        |                                  |                 |       |                |       |                           |       |                 |                |        |       |                |       | ①12/20 |
| 27 | 鳥取   |            |        |                                  |                 |       |                |       | ①12/13                    |       | ②3/26           |                | ③2/6   |       |                |       |        |
| 28 | 島根   |            |        |                                  |                 |       |                |       |                           |       |                 |                |        |       |                |       |        |
| 29 | 岡山   |            |        |                                  | ①11/19          |       | ②12/26         |       | ③2/1                      |       | ④2/1            |                | ⑤1/9   |       | ⑥3/18          |       | ⑦12/23 |
| 30 | 広島   |            |        |                                  |                 |       | ①11/1          |       | ②2/21                     |       |                 |                | ③3/2   |       |                |       |        |
| 31 | 山口   |            |        |                                  |                 | ①7/14 |                |       |                           |       | ②10/19          |                |        |       |                |       |        |
| 32 | 徳島   |            |        |                                  |                 |       | ①1/30          |       | ②3/16                     |       | ③10/26          |                | ④1/20  |       |                |       |        |
| 33 | 香川   |            |        |                                  |                 |       |                |       |                           |       | ①3/28           |                |        | ②7/20 |                |       | ③10/27 |
| 34 | 愛媛   | ①8/22      | ②12/12 | ③8/28                            |                 | ④6/24 |                | ⑤6/6  |                           | ⑥8/24 |                 | ⑦9/4           |        | ⑧9/16 |                |       | ⑨10/6  |
| 35 | 高知   |            |        |                                  | ①1/26           |       | ②12/5<br>③3/14 |       | ④2/20                     |       | ⑤1/31           |                | ⑥2/19  |       | ⑦2/18          |       |        |
| 36 | 福岡   |            |        | ①4/13                            | ②11/16          |       | ③1/16          |       | ④1/25                     |       | ⑤3/19           |                | ⑥3/24  |       | ⑦3/26          |       |        |
| 37 | 佐賀   |            |        |                                  |                 |       | ①10/5          |       | ②3/13                     |       | ③2/5            |                | ④2/25  |       |                |       |        |
| 38 | 長崎   |            |        |                                  |                 |       |                |       |                           |       | ①2/14           |                | ②11/14 |       |                |       |        |
| 39 | 熊本   |            |        |                                  |                 |       |                |       |                           |       |                 |                |        |       | ①3/24          |       |        |
| 40 | 大分   |            |        |                                  |                 |       |                |       | ①3/28                     |       |                 |                | ②2/26  |       | ③3/19          |       |        |
| 41 | 鹿児島  |            |        |                                  |                 |       |                |       |                           |       |                 |                |        | ①8/28 |                | ②7/20 |        |
| 42 | 沖縄   |            |        |                                  |                 |       |                |       |                           | ①8/2  |                 | ②7/25          |        |       |                |       |        |

地方協議会構成員一覧 (令和3年12月末現在)

巻末資料3

| 都道府県 | 知事部局 |     |       | 医師会<br>(警察医<br>会含む) | 歯科医師会<br>(警察歯科<br>医会含む) | 大学  |    |     |                       | 地検 | 警察 | 海保 | 医療関係等(大学以外) |       |      |     |     |                | その他                   | 概要               | 委員総数       |    |
|------|------|-----|-------|---------------------|-------------------------|-----|----|-----|-----------------------|----|----|----|-------------|-------|------|-----|-----|----------------|-----------------------|------------------|------------|----|
|      | 衛生部局 | その他 | 概要    |                     |                         | 法医学 | 歯学 | その他 | 概要                    |    |    |    | 病院協会        | 保健所長会 | 薬剤師会 | 救急医 | 病理医 | その他            |                       |                  |            | 概要 |
| 秋田   | ○    |     |       | ◎                   | ○                       | ○   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 17 |
| 山形   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ○   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 9  |
| 福島   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ◎   |    | ○   | 病理形態診断学               | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 8  |
| 茨城   | ○    |     |       | ○                   | ○                       | ○   |    | ○   | 診断病理学                 |    | ○  |    |             |       |      | ○   | ◎   | 筑波剖検センター       |                       |                  |            | 9  |
| 栃木   | ◎    |     |       | ◎                   | ○                       | ○   |    |     |                       | ○  | ○  |    | ○           |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 9  |
| 群馬   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ○   |    |     |                       | ○  | ○  |    |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 7  |
| 埼玉   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ○   | ○  |     |                       | ○  | ○  |    |             |       |      | □   |     |                |                       |                  |            | 15 |
| 千葉   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ○   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 8  |
| 東京   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ○   |    |     |                       |    | ○  |    |             |       |      | □   |     | 結核予防会          | ○                     | 学識経験者(元監察医務院長)   |            | 9  |
| 神奈川  | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ○   | ○  |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                | ○                     | 弁護士              |            | 13 |
| 新潟   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ○   |    | ○   | 放射線技術科学               | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 8  |
| 山梨   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ○   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 6  |
| 静岡   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ○   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 10 |
| 富山   | ◎    |     |       | ◎                   | ○                       | ○   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 10 |
| 石川   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ◎   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 15 |
| 福井   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ◎   |    | ○   | 分子病理学                 | ○  | ○  | ○  |             | ○     | ○    |     |     |                |                       |                  |            | 11 |
| 岐阜   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ◎   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  | ○           | ○     | ○    |     |     |                |                       |                  |            | 8  |
| 愛知   | ◎    | ○   | 防災局   | ○                   | ○                       | ◎   | ○  | ○   | 放射線医学                 | ○  | ○  | ○  | ○           | ○     | ○    |     |     |                |                       |                  |            | 15 |
| 三重   | ◎□   |     |       | ◎                   | ○                       | ○   |    | □   | 腫瘍病理学                 | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 8  |
| 滋賀   | ◎○   |     |       | ○                   | ○                       | ◎   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                | △                     | 外部委員として京都府立医科大法医 |            | 9  |
| 京都   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ○   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  | ○           |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 11 |
| 大阪   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ○   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      | ○   | ◎   | 大阪府保健医療財団、訪問看護 | ○                     | 住民代表(NPO)        |            | 12 |
| 和歌山  | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ○   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  | ○           |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 8  |
| 鳥取   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ◎   |    |     |                       | ○  | ◎  | ○  |             |       |      |     |     | ○              | 小児科医、訪問看護、<br>介護支援専門員 | ○                | 地域包括支援センター | 12 |
| 島根   | ◎    |     | 医療統括監 | ○                   | ○                       | ◎   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             | ○     |      |     |     | ○              | 小児科医                  | □                | 消防         | 9  |
| 岡山   | ◎    |     |       | ◎                   | ○                       | ○   | ○  | □   | 臨床医学救急医学<br>救命救急・災害医学 | ○  | ○  | ○  | ○           | ○     |      |     |     |                |                       |                  |            | 14 |
| 広島   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ○   |    | ◎   | 分子病理学<br>放射線診断学       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 11 |
| 山口   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ◎   | □  | ○   | 病理形態学、分子病理学<br>放射線医学  | ○  | ○  | ○  | ○           |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 13 |
| 徳島   | ◎    | △   | 危機管理課 | ○                   | ○                       | ○   |    | △   |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     | ○              | △                     | □                | 消防長会       | 12 |
| 香川   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ◎   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 9  |
| 愛媛   | ○    |     |       | ○                   | ○                       | ○   |    | ◎   | 医学部長                  | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 9  |
| 高知   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ◎   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     | ○              |                       |                  | 診療放射線技師会   | 9  |
| 福岡   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ◎   | ○  |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 9  |
| 佐賀   | ◎    |     |       | ◎                   | ○                       | ○   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 7  |
| 長崎   | ◎    |     |       | ◎                   | ○                       | ○   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 7  |
| 熊本   | ◎    |     |       | ○                   | ○                       | ◎   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 8  |
| 大分   | ◎    |     |       | ◎                   | ○                       | ○   |    |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 9  |
| 鹿児島  | ◎    |     |       | ◎                   | ○                       | ◎   |    | ○   | 小児、地域医療、医学教育学         | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 8  |
| 沖縄   | ◎    |     |       | ◎                   | ○                       | ○   | ○  |     |                       | ○  | ○  | ○  |             |       |      |     |     |                |                       |                  |            | 9  |

※ ◎は事務局担当、○は常任の委員、△は非常任の委員(テーマによって参加)、□は2回目以降から委員に加わったもの。

※ 黄色マーカーは会長

※ 確認・了解が得られたものを掲載しています

※会長は未定

※会長はなし

※開催ごとに委員を認定するので、変更あり。会長はなし。

※確認・了解が得られたものを掲載しています

| 都道府県 | 地検          | 警察               | 海保                                 | その他  |
|------|-------------|------------------|------------------------------------|--|
| 福島   | 福島地検        | 福島県警刑事部捜査第一課     | 福島海上保安部警備救難課                       | 医師会：福島県医師会総務課  |
| 栃木   | 宇都宮地検事件管理担当 | 栃木県警刑事部捜査第一課検視官室 |                                    | 医師会：栃木県医師会総務課<br>歯科医師会：栃木県歯科医師会事務局<br>警察医会：栃木県警刑事部捜査第一課検視官室<br>病院協会：栃木県病院協会事務局 |
| 千葉   | 千葉地検刑事部捜査官室 | 千葉県警刑事部捜査第一課検視係  | 千葉海上保安部警備救難課                       |  |
| 東京   |             | 警視庁刑事部鑑識課        |                                    |  |
| 新潟   | 新潟地検        | 新潟県警刑事部捜査第一課検視官室 | 第九管区海上保安本部警備救難部刑事課                 |  |
| 福井   | 福井地検        | 福井県警刑事部捜査第一課     | 敦賀海上保安部                            |  |
| 岐阜   | 岐阜地検捜査・公判部門 | 岐阜県警刑事部捜査第一課     |                                    |  |
| 三重   | 津地検         | 三重県警刑事部捜査第一課検視官室 | 第四管区海上保安本部警備救難部刑事課                 |  |
| 滋賀   |             | 滋賀県警刑事部捜査第一課検視官室 |                                    |  |
| 和歌山  | 和歌山地検       | 和歌山県警刑事部捜査第一課    | 和歌山海上保安部                           |  |
| 島根   | 松江地検        | 島根県警刑事部捜査第一課     | 浜田海上保安部警備救難課                       |  |
| 岡山   | 岡山地検        | 岡山県警刑事部捜査第一課     | 第六管区海上保安本部警備救難部刑事課                 |  |
| 山口   | 山口地検        | 山口県警刑事部捜査第一課検視官室 | 第六、第七管区海上保安本部警備救難部刑事課              |  |
| 香川   | 高松地検        | 香川県警刑事部捜査第一課     | 第六管区海上保安本部警備救難部刑事課                 |  |
| 高知   | 高知地検        | 高知県警刑事部捜査第一課     | 高知海上保安部警備救難課                       |  |
| 佐賀   | 佐賀地検        | 佐賀県警刑事部捜査第一課     | 第七管区海上保安本部警備救難部刑事課                 |  |
| 熊本   | 熊本地検        | 熊本県警刑事部捜査第一課     | 第十管区海上保安本部警備救難部刑事課                 |  |
| 大分   |             | 大分県警刑事部捜査第一課検視官室 | 第七管区海上保安本部警備救難部刑事課<br>大分海上保安部警備救難課 |  |
| 鹿児島  | 鹿児島地検       | 鹿児島県警刑事部捜査第一課検視室 | 第十管区海上保安本部警備救難部刑事課                 |  |
| 沖縄   | 沖縄地検        | 沖縄県警刑事部捜査第一課検視官室 | 第十一管区海上保安本部警備救難部刑事課                |  |

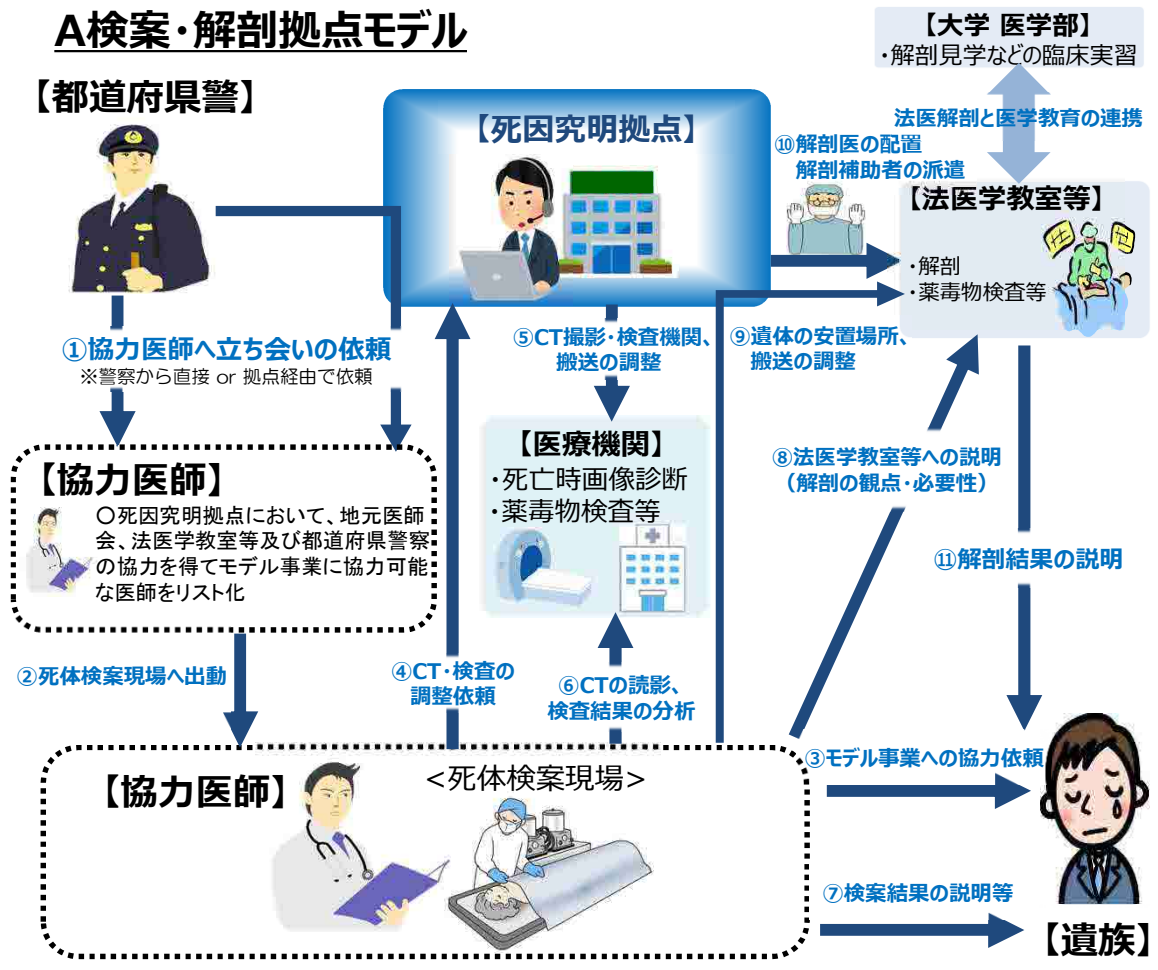
## 目的

死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画（令和3年6月1日閣議決定）において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

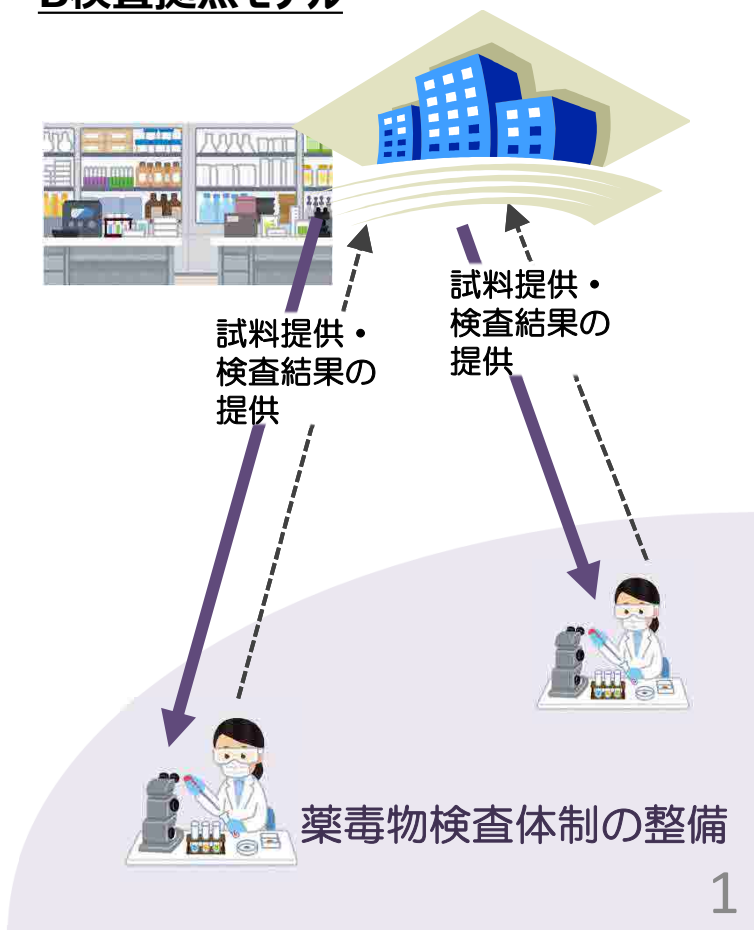
## 事業内容

地方公共団体や大学法医学教室等への委託により、各地域の状況に応じた死因究明体制として、**A検案(※)・解剖拠点モデル**、**B検査拠点モデル**を整備する。拠点整備の成果は、今後自治体向けのマニュアル等に反映し、横展開を図る。  
 (※)…医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること

### A検案・解剖拠点モデル



### B検査拠点モデル



# 異状死死因究明支援事業

## 目的

- 異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

## 事業内容

○補助先：都道府県 ○補助率：1/2

- ① 法医学教室との連携等により、都道府県の判断で解剖を実施
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
- ③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施
- ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費（旅費、謝金、会議費等）の財政的支援

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき実施するものを除く。

## 対象経費

非常勤職員手当、諸謝金、旅費、会議費、雑役務費、委託費等が該当します。具体的には、

- ・解剖、薬毒物検査を法医学教室に依頼する費用
- ・死亡時画像診断を医療機関等に依頼する費用
- ・遺体に対するPCR検査費用
- ・死因究明等推進地方協議会を開催する際の会場費、委員謝金などが対象となります。

# 死亡時画像診断システム等整備事業

## 目的

- 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図る。

## 事業内容

### ①設備整備

死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等)の支援

### ②施設整備

死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室)の支援

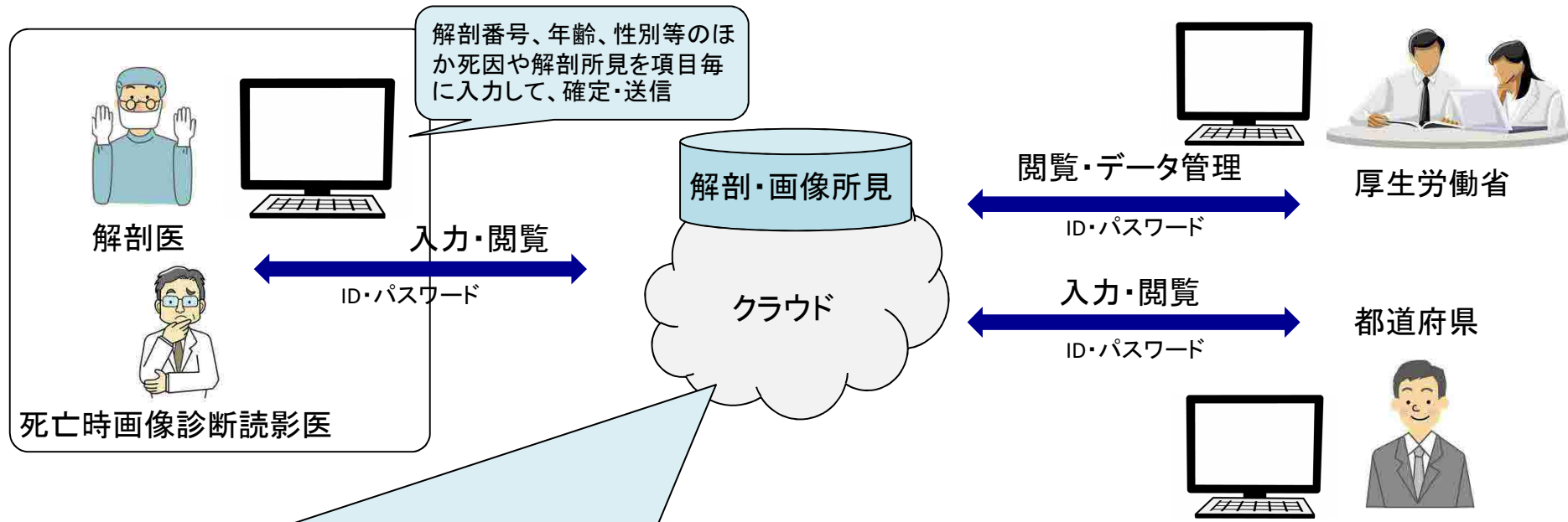




# 異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

## ー解剖・死亡時画像診断全国データベースシステムの構築ー

- ✓ 専用アプリケーションの開発により、大学医学部法医学教室等が異状死死因究明支援事業等により実施した解剖や死亡時画像診断の所見等を収集し、クラウド上にデータを蓄積するシステムを構築。
- ✓ データ蓄積を進め、ID・パスワードを用いて内容の真正性とセキュリティを担保しつつ、厚生労働省や都道府県、各大学法医学教室等における閲覧・出力を可能とすることにより、疾病・事故の再発防止等、公衆衛生向上のための分析への活用を推進する。



【送信に伴う出力データのイメージ】

約200程度の変数

最大2万件程度の変数

| 解剖番号   | 年齢 | 性別 | 死亡年月日    | 死因   | 死因の種類  | 顔面所見     | 頭部所見    |
|--------|----|----|----------|------|--------|----------|---------|
| 18-001 | 4  | 男  | H30.10.2 | 肺炎   | 1.病死   | 蒼白であり... | 損傷なく... |
| 18-002 | 40 | 女  | H30.10.4 | 全身打撲 | 2.交通事故 | 額部...    | 挫滅状で... |
| 18-003 | 15 | 男  | H30.8.13 | 熱中症  | 8.その他  | .....    | ....    |

# 死体検案医を対象とした死体検案相談事業

- 監察医制度のない地域では、死体検案医（多くは臨床医学を専門としている警察協力医）が死体検案を行っている。
- 現在の死因究明推進計画においては、検案の実施体制の充実が明記されており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医（法医学を専門とする医師）に相談できる体制が必要。



日本医師会「死体検案相談窓口」  
法医学を専門とする医師が交替で対応

- 【対 象】 検案業務に従事する  
一般臨床医、警察協力医  
シンキョウイ
- 【電話番号】 0570-041901
- 【料 金】 10円/60秒(固定電話)  
(目安) 10円/20秒(携帯電話)  
(利用者負担)  
※相談に係る費用は発生いたしません
- 【受付時間】 毎日朝8時～夜10時

- 死因判定の難しい検案において法医の意見を仰ぎ、より正確な死因判定が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。

# 死体検案講習会

## 1. 目的

一般臨床医、警察医の死体検案能力の向上

## 2. 講習日程・内容

2日間



座学中心  
・死体解剖保存法などの法律  
・検案制度の国際比較  
・死体検案書の書き方  
・検案の実施方法など

現場での実習



監察医務院や各大学法医学教室  
などにて現場実習

1日間



座学中心  
・家族への対応について演習  
・法医学教室でのスクーリング（実習）  
を受けて症例報告

修了

### 【これまでの課題】

平成25年4月から死因・身元調査法の施行に伴い、警察署長に検査の実施及び解剖の実施を行う権限が付与されたが、これらの実施に当たっては法医学的知識をもった医師のスクリーニングがなければその適正な実施は見込めない。

### 【死因究明等推進計画(R3.6.1)】

厚生労働省において、(中略)引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。また、(中略)基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働きかけるとともに、(中略)全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。

### 【具体的な取組】

- 平成26年度以降
  - ・日本医師会に委託し、全国複数箇所で開催（平成25年度までは全国1箇所のみ）
  - ・関係学会等と連携して、研修内容の更なる充実

# 死亡時画像診断読影技術等向上研修

## 【死亡時画像読影技術等向上研修】

- 異状死等の死因究明の推進を図るため、CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施する。

## 【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

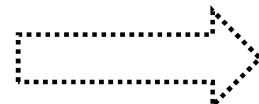
- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。

(参考)死亡時画像診断モデル事業のイメージ

協力施設



- ・死亡時画像を撮影する医療機関、施設等
- ・死因究明支援事業を実施している大学等



画像データ等を  
分析委員会へ提供

分析委員会



＜日本医師会に画像を分析し評価する組織を設置＞

- 関係学会等の協力により、専門とする委員によって構成
- 医療機関から提供を受けた画像データや臨床データを踏まえて、死亡時画像診断の有用性について分析・評価を実施
- 専門家による評価によって、死亡時画像診断が有効な事例や条件などをとりまとめ、日本医師会が実施する研修の内容に反映

# 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

## 目的

- 予防のための子どもの死亡検証は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因に関する調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

## 内容

### (1) 推進会議

医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

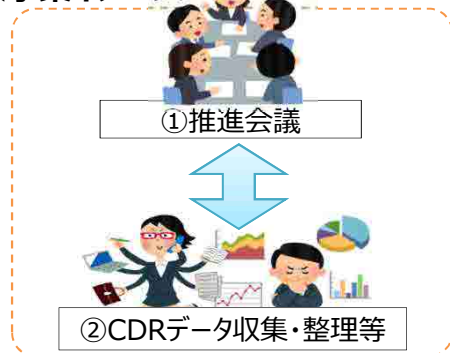
### (2) 情報の収集・管理等

子どもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

### (3) 多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

### <事業イメージ>



### 【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

## 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国10 / 10

## 事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 7自治体（群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県、高知県）

※ 令和2年度変更交付決定ベース